

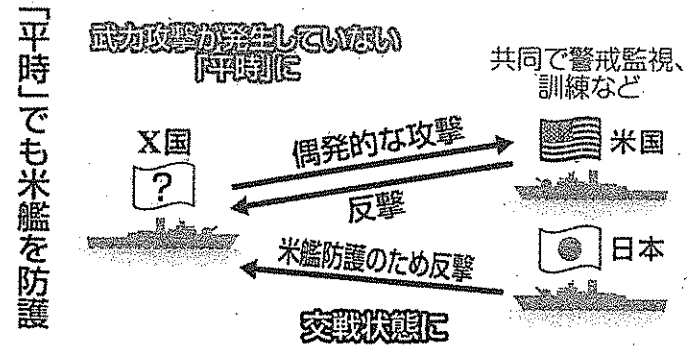
危険含み平時の米艦防護

これから
どうなる

安保法

④

他国を武力で守る集団的自衛権行使の代表例として、安倍政権が示してきた米艦防護。これとは別に、安全保障関連法に盛り込まれた自衛隊の任務がある。「平時の米艦防護」だ。自衛隊法には、自衛隊の武器や装備を「武力攻撃に至らない侵害」から守るた



「武器等防護」の規定がある。安保法は、防護の対象を、自衛隊と共同で訓練や警戒監視、弾道ミサイル警戒などに当たる「米軍等」に広げた。「武器等防護」は本来、自らを守る「自己保存」の考え方による規定。だが、他国の武器などを守るなら性格は全く違ってくる。例えば、武力攻撃と認定できるほど組織的でも大規模でもないが、米艦が第三国の艦船から偶発的に攻撃された場合、自衛隊が一緒にいれば米艦を守る目的で第三国の艦船に反撃できる。

防衛省が検討している南シナ海での警戒・監視活動に当てはめると、米中両国の政府は攻撃を命じていないのに、現場での挑発などが原因でハプニング的に米中両軍が衝突すれば、自衛隊が「平時の米艦防護」に加わる恐れがある。「有事」でない段階の衝突で、政府は自衛隊が武器を使用しても集団的自衛権の行使には当たらないと説明している。だが、自衛隊が第三国を攻撃して交戦状態になり、戦闘が激化すれば本格的な武力衝突を誘発しかねない。「集団的自衛権の行使より、起こる可能性が高い」との指摘は少なくない。自衛隊がどのような状況

で、どう武器を使用するかはあいまいにされている。政府は「国家安全保障会議（日本版NSC）で審議する」と説明する。だが、平時の米艦防護で武器使用の是非を判断するのは、艦長ら現場指揮官だ。集団的自衛権行使の判断基準となる武力行使の要件は適用されず、国会承認の手続きも必要ない。もし防護する事態になれば、任務の内容は集団的自衛権の行使と同じなのに、自衛隊の判断だけで他国防衛を行つことになる。野党は「集団的自衛権行使容認の『裏口入学』で、憲法違反の疑いがある」と批判している。（金杉貴雄）